

# 青森県報

第二千二百九十号

平成十六年  
二月十八日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

行政書士法による指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地変更の届出………

右 同……………

生活保護法による医療機関の指定……………

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………

家畜伝染病の発生……………

漁業の許可等の申請期間……………

### 公 告

青森県地域防災計画修正の要旨……………

宅地建物取引業者の業務の停止……………

(総務学事課)	…	一
(市町興課)	…	一
(健康福祉課)	…	二
(政策課)	…	二
(団体経営課)	…	二
(改同課)	…	二
(畜産課)	…	三
(水産振興課)	…	三
(原子力安全対策課)	…	三
(建築住宅課)	…	六

## 告 示

## 示

青森県告示第九十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の四第二項の規定により、指定試験

機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都千代田区日比谷公園一の三

- 二 変更しようとする年月日  
平成十六年三月二十二日

青森県告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、市浦村長から市浦村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽都市浦村大字相内相内山国有林五三林班、五七林班、五八林班を大字相内字岩井に編入する。

青森県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、大間町長から大間町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡大間町大字奥戸

二股山国有林一林班、二林班を字二股山に編入する。

二股山国有林一九林班を字大川目に編入する。  
二股山国有林二二林班を字小川代に編入する。

青森県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
おがしま調剤薬局はまなす店	青森市はまなす二丁目一七の二六	平成一六・二・一
じけいかい訪問看護ステーション	青森市大字安田字近野一四五の二三	"
ブライトデンタル	青森市新田二丁目一〇	一六・一・一

青森県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社サワカミ薬局十和田店	十和田市西三番町一の二八の四	平成一五・三・三一

青森県告示第一百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡大畑町大字大畑字二枚橋五〇の一三 濱田 照男	大畑町区域	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
下北郡大畑町大字大畑字二枚橋一〇 濱田 龍太郎		
下北郡大畑町大字大畑字大畑道三の二 杉本 賢一		底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
下北郡大畑町大字大畑字二枚橋二四 杉本 勲		
下北郡大畑町大字正津川字正津川八四 松本 正市		底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
下北郡大畑町大字正津川字正津川七四の二 古村 光春		
下北郡風間浦村大字下風呂字街道添一四の二 佐賀 惣太郎	下風呂区域	小型定置漁業
下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一〇の一 丸山 信夫		

青森県告示第一百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第二百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)

加入区の名称

青森市港町三丁目一の一四	工藤 光 正	青森市第三加入区
青森市合浦二丁目四の三	近藤 善 保	
青森市八重田二丁目四の八	斉藤 貞 一	青森市第四加入区
青森市造道二丁目五の八	山崎 忠 幸	
青森市大字野内字菊川二二六三	横内 憲 悟	青森市第六加入区
青森市大字野内字菊川二二三	若木 禮次郎	
青森市大字久栗坂字山辺一四七の一	川村 春 光	青森市第七加入区
青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二	堤 德 治	

青森県告示第百二二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	西津軽郡木造町	平成十六年二月十八日

青森県告示第百二二号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十六年四月一日から同月十五日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

# 公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画(以下「計画」という。)を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成十六年二月十八日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に地域防災計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、今般、原子力防災対策の

対象とする施設として、東北電力株式会社東通原子力発電所及び財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所が新たに加わること等を踏まえ、所要事項について修正を行ったものである。

## 二 計画修正の年月日

平成十五年十二月十八日

## 三 計画修正の主な内容

### 原子力編

#### 第一章 総則

##### 第一節 計画の目的

対象となる事業を、原子力事業者の加工の事業、原子炉の運転、再処理の事業、廃棄の事業、核燃料物質の使用、事業所外運搬とした。

##### 第五節 防災対策を実施すべき市町村の範囲

防災対策を実施すべき対象地域として、六ヶ所村、東通村、むつ市及び横浜町の全域とした。

なお、特に被ばくの低減のための防護措置（屋内待避、避難等）を講ずべき地域として、再処理施設を中心とした概ね半径五キロメートル及び原子力発電所を中心とした半径概ね十キロメートルの地域をそれぞれ指定した。

##### 第七節 計画の基礎とするべき災害の想定

ウラン濃縮施設、再処理施設、低レベル放射性廃棄物処理施設、高レベル放射性廃棄物管理施設、東通原子力発電所、六ヶ所保障措置分析所の各施設ことの放射性物質及び放射線の放出形態を記載した。

##### 第八節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

東通原子力発電所に係る所在市町村として東通村、関係周辺市町村としてむつ市、横浜町及び六ヶ所村を、関係消防機関として下北地域広域行政事務組合を加えることとした。

## 第二章 災害予防対策

第二節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成、又は修正しようとするときは、県及び所在市町村と協議することとし、県は関係周辺市町村に計画案を送付し、意見を聴くこととした。

## 第五節 情報の収集・連絡体制等の整備

原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための防災関係機関に、関係周辺市町村を加えることとした。

### 第六節 災害応急体制の整備

一 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制  
原子力緊急事態宣言発出後に組織される原子力災害合同対策協議会に、関係周辺市町村を加えることとした。

### 二 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関に、関係周辺市町村を加えることとした。

### 第七節 避難収容活動体制の整備

所在市町村及び関係周辺市町村に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援することとした。また、所在市町村及び関係周辺市町村に対して次に掲げる事項について助言することとした。

#### 一 避難所等の整備

##### 1 避難所の整備

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

3 コンクリート屋内退避体制の整備

#### 二 災害弱者の避難誘導・移送体制等の整備

#### 三 住民等の避難状況の確認体制の整備

#### 四 避難所・避難方法等の周知

### 第九節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

#### 一 救助・救急活動用資機材の整備

所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言することとした。

#### 二 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備することとした。

### 第十節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

一 国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくこととした。

二 所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児

その他のいわゆる災害弱者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めることとした。

第十三節 防災訓練等の実施

一 訓練計画の策定

国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者等関係機関の協力のもと、災害対策本部等の設置運営訓練、対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療訓練、周辺住民に対する情報伝達訓練、周辺住民避難訓練等の防災活動の各要素こと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定することとした。

二 訓練の実施

計画に基づき、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者等関係機関の協力のもと、防災活動の各要素こと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的を実施することとした。また、安全規制担当省庁が原子力災害対策特別措置法第十三条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施することとした。

第三章 災害応急対策

第二節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

一 特定事象発生情報等の連絡

原子力事業者及び安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村、所在市町村に隣接する市町村、海上保安部、関係消防機関、自衛隊及び関係する指定地方公共機関等に連絡することとした。

また、原子力施設毎に連絡体制を区分することとした。

二 応急対策活動の情報連絡

安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）、所在市町村の隣接市町村、指定地方公共機関、所在市町村、関係周辺市町村と応急対策活動状況等の連絡を密にすることとした。

第三節 活動体制の確立

特定事象発生の通報を受けた場合の活動体制

国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると

認める場合又は所在市町村長若しくは関係周辺市町村長から要請があった場合は、直ちに派遣を要請することとした。

第四節 屋内退避、避難収容等の防護活動

一 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うべきことなどについての連絡、指示、確認等必要な緊急事態応急対策を実施することとした。

二 災害弱者への配慮

所在市町村及び関係周辺市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、妊婦、乳幼児その他のいわゆる災害弱者に十分配慮することとした。

三 避難の勧告・指示の実効をあげるための措置

所在市町村長及び関係周辺市町村長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請することとした。

四 飲食物、生活必需品等の供給

所在市町村及び関係周辺市町村からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認められた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うこととした。

第九節 救助・救急、消火及び医療活動

医療体制について、医療班に各医療関係者等よりなるスクリーニングチーム、診断・除染チーム、救護チームを編成して緊急時医療活動を行い、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関において緊急時医療活動を行うこととした。

第十節 住民等への的確な情報伝達活動

国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立することとした。

第四章 災害復旧対策

第二節 放射性物質による汚染の除去等

国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うこととした。

第五節 災害地域住民に係る記録等の作成

所在市町村及び関係周辺市町村が、避難及び屋内待避の措置をとった住民等に対する証明等の記録に協力することとした。

第七節 被災中小企業等に対する支援

国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業セーフティネット資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うこととした。

宅地建物取引業者の業務の停止

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対して業務の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

藤原不動産

二 氏名

藤原清見

三 主たる事務所の所在地

八戸市大字沢里字二ツ屋一の二二一

四 免許証番号

青森県知事〇第一一三五号

五 業務停止の期間

平成十六年二月十八日から同年五月十七日まで

六 停止業務の範囲

業務の全部

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭